

第三十一次回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 八 号

昭和三十四年二月二十五日(水曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

同月二十四日

委員岡田春夫君辞任につき、その補欠として今澄勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員今澄勇君辞任につき、その補欠として河野密君が議長の指名で委員に選任された。

二月十九日

学校教育法の一部を改正する法律案(小牧次生君外二名提出、衆法第三一号)

市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案(江原弘市君外三名提出、衆法第三二二号)

公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(櫻井奎夫君外二名提出、衆法第三五号)

同月二十四日

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案(高田なほ子君外二名提出、参法第四号)(予)

同月二十三日

養護教諭を各校必置に関する請願(児玉末男君紹介)(第一二二八号)

同(橋本登美三郎君外二名紹介)(第一七二〇号)

同外八件(山本幸一君紹介)(第一七二二号)

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案制定促進に関する請願(堂森芳夫君紹介)(第一六二九号)

同(木倉和一郎君紹介)(第一七二三号)

長野県に青年の家設置に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第一六三〇号)

産業教育振興に関する請願(龜山孝一君紹介)(第一七二三号)

スポーツ振興法制定促進に関する請願(竹下登君紹介)(第一七二四号)

高等学校の授業における生徒の編成及び教職員配置の基準法制化に関する請願(天野公義君紹介)(第一七五五号)

同(新井京太郎君紹介)(第一七五六号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第一七五七号)

同(大野市郎君紹介)(第一七五八号)

同(岡崎英城君紹介)(第一七五九号)

同外二件(賀屋宣宜君紹介)(第一七六〇号)

同(金九信君紹介)(第一七六一号)

同(小牧次生君紹介)(第一七六二号)

同(坂田道太君紹介)(第一七六三号)

同外一件(島村一郎君紹介)(第一七六四号)

同(世耕弘一君紹介)(第一七六五号)

同(田中榮一君紹介)(第一七六六号)

同外十八件(長谷川駿君紹介)(第一七六七号)

同(橋本登美三郎君外二名紹介)(第一七六八号)

同(鳩山一郎君紹介)(第一七六九号)

同(濱野清吾君紹介)(第一七七〇号)

同外一件(福田篤素君紹介)(第一七七一号)

同外一件(保科善四郎君紹介)(第一七七二号)

同(星島二郎君紹介)(第一七七三号)

同外一件(細田義安君紹介)(第一七七四号)

同(松前重義君紹介)(第一七七五号)

同(森清君紹介)(第一七七六号)

同(八木徹雄君紹介)(第一七七七号)

同外十四件(八木徹雄君紹介)(第一七八〇号)

同(八〇九号)

は本委員会に付託された。

二月二十三日

スポーツ振興法制定促進に関する陳情書(福井県議会議長山崎正一)(第三五四号)

同(大阪府議会議長辰巳佐太郎外八名)(第三八四号)

同(長崎県議会議長水頭欽一)(第四一七号)

同(山梨県町村会長大木伝一郎外一名)(第四三八号)

同(山梨県市長会長鷹野啓次郎)(第四三九号)

スポーツ振興法制定等に関する陳情書(岩手県高等学校体育連盟会長桐野薫)(第三七二二号)

同(盛岡市中川原三〇岩手県スキー協会会長山崎武)(第三七三三号)

社会教育法等の一部を改正する法律案成立促進に関する陳情書(東京都千代田区有楽町一の三財団法人日本英語教育協会赤尾好夫外十一名)(第三七四四号)

公立学校共済組合に対する国庫負担に関する陳情書(大阪府議会議長辰巳佐太郎外八名)(第三八五号)

小、中学校の養護教諭及び事務職員必置に関する陳情書(神戸市議会議長渡辺軍司外十九名)(第四一三三号)

義務教育諸学校施設整備費国庫負担制度確立に関する陳情書(全国町村議会議長会須川勝造)(第四一四四号)

小、中学校不参加児童生徒に修学旅行費補助増額に関する陳情書(東京都千代田区神田神保町二の三〇財団法人全国修学旅行研究協会理事長山本種一)(第四一五五号)

社会教育主事に対する財源措置に関する陳情書(神戸市議会議長渡辺軍司外十九名)(第四一六号)

高等学校の授業における生徒の編成及び教職員配置の基準法制化に関する陳情書(長崎県議会議長水頭欽一)(第四一八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(櫻井奎夫君外二名提出、衆法第二八号)

公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案(櫻井奎夫君外二名提出、衆法第二九号)

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(櫻井奎夫君外二名提出、衆法第二九号)

二月十九日

委員河野密君辞任につき、その補欠として岡田春夫君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第六号

文教委員会議録第八号

昭和三十四年二月二十五日

第一類第六号

文教委員会議録第八号

昭和三十四年二月二十五日

第一類第六号

文教委員会議録第八号

昭和三十四年二月二十五日

第一類第六号

文教委員会議録第八号

昭和三十四年二月二十五日

衆法第三〇号

公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（櫻井奎夫君外二名提出、衆法第三五号）

○臼井委員長　これより会議を開きます。

まず文教行政の基本施策に関し調査を進めます。質疑を許します。堀昌雄君。

○堀委員　文教予算の問題で少し伺いたいと思うのであります。まず最初に、この前いただいた資料によりますと、現在中学校で二部授業をやっております学校が三十二校あるということですがここに書かれておるわけであります。が、一休中学校で二部授業をどうやってやっておるのかということ一つ具体的に伺いたいと思います。

○内閣政府委員 小学校の場合には比較的二部授業はたやすいのでありますけれども、中学校の場合にはなかなか二部授業が困難であります。私も中学校につきましては二部授業をしないようにという指導をしておるのでございませけれども、若干御指摘になりましたように二部授業のありますことは大へん遺憾に思っています。この場合には、私も一々回ったわけではございませんけれども、私どもの聞いておるところによりますと、多少夏休み、冬休み等を縮めて授業時数を生み出す、あるいは毎日の時間におきましては休憩時間ができるだけ縮めて生み出す、というような努力を払っておるようでございます。

○堀委員　ちよつとその前にもう一つ

伺いたいのですが、中学校の一週間の授業時間数というものは定められたものがあると思うのです。それは一年、二年、三年と多少異なるかもわかりませんが、一体現在どのくらいになっておりますか。

○内藤政府委員 過問時数は大体最低が三十時間程度でございます。もちろん選択がございますので、三十二時間あるいは三時間くらいになろうかと思えます。

○掘委員 三十時間ということになりますと、週日は大体六日になっておりますが、土曜日は原則として半日というのが大体のルールでありますから、これを半日とすれば四時間くらい、それを引くと二十六時間くらいになります。それをあとの五日間でやるとなれば、最低五時間是一日でやらなければならぬ。五時間やっておるといふことになると、そのあとに五時間をやる

ことにどうしてもなる。一日に十時間
をどういう格好かでやらなければなら
ぬ。今おっしゃったように休暇を食ひ
込むということをやることになると、
授業時間が今一週三十時間ときめら
れておるものを、たとえば二十四時間
くらいにして、あとの残り六時間を休
みへ持つていくというやり方をして
おられるのか、どう考えても具体的に
ちよつと考えられないのです。實際に
六時間くらいを、午前中四時間、午後
二時間くらいが、どうも中学校の大
体平均したところで、少いところも
あるようですが、具体的にそういう
状態のように見受けてゐるわけでは
ない、率直に言つて、そういうよう
にやつてみると、二部授業が私には
できないと思うのです。現在の法律
で定められてゐるの

かどうかわかりませんが、少くとも一週三十時間ないし三十二時間やらなければならぬということになっておる中で、今休憩時間を短縮すると言われましたが、休憩時間については、おそらく多いところでも一時間のうちで十五分以上とっているところはない、大体十分ないし十五分というのが常識です。それを五分間に縮めるとか、あるいはなしで授業するということになると、これは重大な問題です。生徒の負担というものは大へんなものです。ですからそういう点では私はちよつと遺憾だと思ひますのは、局長さん自身が具体的によく知らないとおっしゃることは、これは今の義務教育という問題に対しては非常に重大だと思ふ。なるほどある地域では前には非常に多かつたようです。今は皆さんの努力で減つてはおりますが、なお三十二校というもののが二部授業をやっている。予算は昨年から大へん出ているわけです。それでまず小学校は二部授業について低学年のものは一日に二時間ないし三時間でありますが、これを午前午後に入ればかえるということで行なっているわけでありますが、私はそこで皆さん方はこの問題について案外なとなつてゐるんじゃないかということで、責任を持ってどうしていいかうようなお心がまえが不十分ではないかという点が氣になるのですが、もう少し具体的ににおわかりになっている、たとえば一つの学校でもよろしい、そこは具体的にこうしているのだというものがあるかないか、それをちよつと伺いた

○内藤政府委員 この二部授業の実態について私どももさらに詳細に調べな

ければならぬと思いますが、たとえば学校統合をするので季節的にしばらく二部授業をしていく、こういうのが多いようであります。年間的にずっと二部授業というのはほとんどやっております。この場合に中学校の授業の立て方でございますけれども、私どもは最低三十五週を維持するようにということを言っております。ですから三十五週のとおり方をどうとるかということとは、これは片方の学年が休んでいるときに片方の学年が授業するのは可能でございます。そういう意味で休暇の扱いは別々にし得ると思うのです。決して休暇自体を縮めるという意味ではございません。それから場合によつたら土曜日の午後も日曜日を使うわけです。これは生徒も教師も正規に六日です。これは生徒も教師も、建物の関係でやっているわけですが、土曜日も使いますし、また日曜日も使う。そのかわり他の日にお休みをするわけです。全体としてはできるだけ無理のないように計画をしていると私は思っております。

○堀委員　はずだと思っていたいておる程度では、私は困ると思うのです。これは非常に重大ですから。

それとも一つ。今教師と生徒がそういうふうな日にちをずらしてやっても大丈夫だとおっしゃったわけですが、小学校の教師の場合は学級担任でございますから、自分の生徒たちの来ない日には来なくてもいいということでは成り立つのです。しかし中学校の課程はそうでなくて、ばらされておるわけですね。英語は英語の先生が見る、数学は数学の先生が見る、国語は国語の先生が見るという状態になると、あなたの今おっしゃったようにいけない

わけです、ばらした状態の中では。生徒が交代して休んでおつても、他の組が出ておればそれに關係する五人か六人の先生はどうしてもその日も出なければならぬというので、私はそううまくいきそうに思わないのですが、その点は確実にいつておりましょうか。その点は、もし皆さんの方の御調査が得心がいかなければ、私はこの三十二校について具体的に調査をしてもいいと思うのです、その点、責任のある御答弁をいただきたい、と思うのです。

○内務府政務員 小学校の場合には、御指摘のように二部授業の場合にはクラスが別でございましてから、教員定数は別に出しておるわけなんです。ですから午前先生と午後の先生、あるいは一部の先生と二部の先生これは同じ先生が受け持っているところはないわけです。中学校の場合に一部ございすのは、全体が二部授業だと私考えていないのです。そのうちの幾らかの学年が特に児童数の関係で非常に多いということもあるわけです。たとえば一

学年が二個学級だという場合に、三個学級、場合によるともつとふえる場合もあり得るわけです。そのふえた学年がたまたま教室がなくて二部授業をしてやる、こういうふうに私は考えているおるわけです。学校全体が二部授業をしているという意味ではないと思うのでございませう。そういう場合に、これはもちろん現実の学級数を見ながら教員の配当をいたしておりますので、御指摘のように二部授業が多い学級について特別に定数配置はしておるはでございませう。

○堀委員 御答弁がみな、はすである
ということ、一つも確信のある御答

校の五カ年計画についての文部省側としてのパーセンテージのとり方は、具

たように、中学校の生徒数が三十五年
度は七十八万くらいふえる、それから
三十六年度にいたしますと約百万近く

ましては本年が五十四にいたしましたので、来年度は五十三にいたしたい。それからその次の三十六年度は五十二

ら、二年度幾ら、三年度幾ら、四年度
幾ら、そうして五年度幾らという計画
の上に実施されるものが五カ年計画で

とは、五カ年計画ではないということかどうかということですね。これは自民党の一つの政策か何かで、大へん願々しく五カ年計画と出ておられるわけですが、それは五カ年計画ではないということをお話しになれば、私はそれなりに了承いたすわけですが、五カ年計画だと言っておられるならば、計画のあり方を出していただきたい。今おっしゃるようなことであるならば、同じ答弁は要りません。だから問題は、年度別に計画されたところのものが具体的にどうあるか、答えていただきたい。

○小林政府委員 それは三十四年度の予算の編成方針にも、政府全体の予算の編成方針にも明示してございますように、予算編成方針の最も重要な一つの事項といたしまして、公立学校のいわゆるすし詰め教室及び危険校舎等を五カ年間に解消するということ、をはっきり明示しておるわけでございます。そうして五カ年間の整備坪数も、先ほど申しましたように、危険校舎そのほかにつきましてははっきりした数字を持つておるわけでございます。ただ五カ年にこれを、たとえば危険校舎のように均等にすることのできるものもございまして、不正常授業の解消のように、児童あるいは生徒の増減に応じて、また市町村の整備の方針に応じて国の予算を組んでいくという必要があるものもございまして、必ずしも均等にいかないという教室数並びに坪数ははっきり明示されておりますので、私どももいたしましては、これをはっきりした五カ年計画であるというふうに考えております。

○堀委員 これはちよつと文部大臣にお願いをしたいわけですが、あなたは厚生大臣もやっておられておわりのように、厚生省の統計調査部は相当りっぱなものをやっております。私はまだ不十分だと思つて、いろいろ希望を述べておりますが、厚生省の統計調査部の資料を見ますと、私どもがいろいろの問題を分析するについて役に立つ資料が大へんあるのです。ところが文部省の統計をこの間いただいたのですが、残念ながら非常に平面的なものであつて、あつた程度では、今の五カ年計画をきめるような資料がないのだと思つてすけれども、あなたの方がかう少し調査を厳密にされて実態を確実に把握されておられないから、五カ年計画は最終のめとだけであつて、ほんとうの計画になっていない。昭和三十八年度に至る学級数の増加というものは、もうおさるべき事実なんです。具体的に言いますと、これを今のようなめとだけできるなどとは、率直に言つて私は考えておらない。二部授業は、今のような皆さんの考えでは、全国至るところで処置のないような状態で二部授業をやらなければならぬ事態が来るのではないかと、このことを、非常におそれておるわけでありまして、そこで私はこの点について資料を一つお願いしたいわけですが、その五カ年計画をなさるについて、一体坪数は――皆さんの方で非常に坪数坪数と言つております。ところが、その坪数の元になるものは、教室もありまして廊下もありまして、いろいろあつて、必ずしも画一的に行つていないんじゃないか。ある府県においては、一休教室がどうなるかということが具体的にはわかつていないんじゃないかと思つて。坪数としては皆さん理解していただいてなると思つて、何々の県ではどうなつておるのか、どこではどうなつておるかということが、文部省ではおわかりになつていないんじゃないかという不安がありますので、その点かという資料にして、坪数に見合うもう一回資料にして、坪数に見合うもう少し具体的な実態をお知らせ願ひたいと思つたこと、私がさつき申し上げたように、地方自治体としては一応計画しておる。皆さんの方は計画なしなんだということ、今の御答弁でよくわかつたわけなんです。兵庫県で私調べたわけなんです、兵庫県では五カ年計画として、中学校だけについて見ますと、三十四年度二五％、三十五年度二五％、三十六年度二五％、三十七年度一五％、三十八年度一〇％、一応こういう形で、県としての計画は持つておるわけですが、おそろく全国的に、五カ年計画ということの中では、こういう計画を地方自治体は持つておると思つて。これに基いて、地方自治体も財政計画を一応考えておるだろうと思つて。皆さんの方は行き当りばつたりで、そのときそのときの成り行きまかせで予算化されるということであるならば、これは五カ年計画というものでいたすに地方自治体を混乱させるだけだと思つて。この点皆さんに誠意がないんじゃないか。五カ年計画といふものについて、やはりこれだけの膨大なものを、八十五万坪のものを建てるなどということは、私は今の日本の実情としてそう簡単なことではない、こう思つておる。非常に困難なことをやるならば、困難に耐えるだけの努力を、一応やっておかなければ、きょうきめ

たらあしたの学校が建つわけではないのですから、この点については私はもう少し責任のある資料と、具体的な案を一つ提示をしていただきたい。こういうふうな第一に思つたわけなんです。その次に問題になりますのは、この負担の法律が、非常に私まづい形でできておると思つて。義務教育諸学校施設費国庫負担法第五条は、第三条第一項第一号から第四号までに規定する建物の新築又は増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、児童又は生徒一人当りの基準坪数に当該新築又は増築を行う年度の五月一日における当該学校の児童又は生徒の数」を基礎にしてやる、こういうふうになつておるわけです。そういうことになりまして、要するに昭和三十六年度が一番問題になるわけですが、三十六年度に、こつ然として前年度に比べて約二〇％近くふえている。三十六年度の五月一日に二〇％ふえたから、その基準に基いて金を出していくのだということになれば、できるのは三十七年にならなければ使えないのです。三十七年になるまでにその二〇％の児童が、さつき申し上げた二部授業をやらなければならぬような法律の仕組みがある。法律の仕組みがこうあつても、教育といふものは実際に動いておるのであつて、それができたときには要らなくなつたというふうな教室を建てるわけには私はいかぬんじゃないかと思つたのですが、こころの関連において、文部省としてはほんとに定めるような義務教育をやらせる責任を果すだけの覚悟があるのかどうにか、この点を一つ文部大臣にもう一回、あらためてこの法律の関連もあり

ますのでお伺いしておきたい。○小林政府委員 五カ年計画の坪数に見合う実態はどうであるかということのお尋ねでございますが、これは建物の坪数だけがあればいい、たとえば廊下でも昇降口でもそれを教室として使えるものは使つてよろしいということ、で私どもは計画をいたしているのじやございせんので、少くとも普通教室で授業を行う、しかもそれは五十人以上の学級規模で授業を行うということにいたしまして、全国の調査をいたしておるわけでありまして、ですから建物の坪数がありまして、それはそれで二部授業を行なつたり、あるいは廊下のいわゆる間切り授業を行うというやうなことは私どもは全然考えておらない次第でございます。お話のございましたやうな、兵庫県の五カ年計画、これは私どもも実は共同調査をいたしたのでございまして、よく承知いたしております。兵庫県並びに神戸市の、これは非常に私ども貴重な資料でございます。そういうものをいろいろ勘案いたしました結果、この今回の五カ年計画を立てている次第でございます。なお義務教育諸学校施設費国庫負担法の第五条の点でございますが、確かにお話のように、現在の法律は、現在できておる不正常授業を解消いたしていくという建前でこの法律ができておりました。その年度の五月一日現在の児童または生徒数というものを基礎にしてやつております。従つて将来起るであろう不正常授業というものを予防するやうなことにはなりません。けれども御承知のように、第八条にはその特例がございまして、特別の理由があ

○橋本國務大臣　ただいま局長から答弁のございました通りでございます。ただいままでのところ文部省としても精一ぱいの努力をいたしてきておりますが、統計の整備、それから今後起って参ります事態を正確につかんで参ります。それに従いまして今日考えられております不正常授業の解消ということを真に完遂いたして参りますためには、なおただいま堀委員からお話のございましたことを、今までの資料だけで満足することなしに十分掘り下げて参りたいと思います。

次は教員の関係の方でございますが、教員がやはりこの児童数の急増に
応じて対処される計画は、今内務局長
の方から一応年度別に五十二人、五十
二人、五十人ということで承わった
わけですが、そうすると、ここで私
ちよつと心配がありますのは、増加を
する方はなるほど今の雇用状態ですか
らふやし得るわけです。昭和三十八年
以降の児童の数の状態はちよつとここ
ではわかりかねますが、これを小学校の
方で見ますと、大体小学校は三十二年
度の実数を一〇〇といたしますと、昭
和三十八年度には七九・一四というふ
うに下ってきますから、これが中学校
へどうせ入ってくるわけですから、昭

たい。こういう氣持を持つておるわけでありませう。そこで実は三十六年度でございませうけれども、三十六年度は中学校の生徒がさつき御指摘になったように相當ふえて参りますので、この年は私さつき五十二と申しましたけれども、一応五十三でしんほうしていただきたらう、そうして小学校の方は五十六でしんほうしていただきたい。と申しますのは、ここで非常にふやしますと、後年度にいつてまた先生を減らさなければならぬというような事情が起きるわけです。三十七年度にいつて小学校を五十四にし、中学校は五十二にしたい。こういうふうに考えて、教員数の増減を大体一万程度で押えたい。あまりたくさんふやしますと、お話のように今度は減らさなければならぬ。そこで三十八年には小、中ともに五十に持つていくわけでございませうけれども、一応ここで五カ年計画ができますので、一方において教員定数の方も五カ年間に約一万人の定数充足をいたしたい、同時に、すし詰め学級の解消もい

いっていただく中で、ある安定した状況において、そういう教員の淘汰を必要以上に行わない。自然におやめになるのはやむを得ないと思うのでありますが、児童数の増減のために学校の教員が不当な取扱いを受けるというようなことのないような計画を、確実に今後の遂行の上で立てていただくようにお願いをいたして、この問題はこれで終ります。

次に、ちょっとこの前質問をさしていただいておいて、そのままになっておるのが、実は準要保護児童の問題で、内藤さんはこの間、大体準要保護の増減は生活保護の五割増しのところを基準に見て、文部省としては大体四割くらいになっておる資料があるというふうなお話でしたのですが、これについてきょうはその資料その他御準備いただいたでしょうか。ちょっとそれをお聞かせいただきたいと思います。

○内藤政府委員 私どもの調査で、これはそう正確な調査とは申しかねま

でして、四人世帯の一万六千円支出というふうなことになりますと、日本の状態では四％どころではないわけなんです。具体的な資料について、厚生省はこの間保護課長だけでしたからよくわかりませんが、統計調査部その他を回って具体的な資料を要求してみたのですが、現状では厚生省では何％と実は出せないと言っているのです。が、文部省の方では、ともかく生活保護実支出の五割増しで四％という。それは確実でないにしても、何らか数的な基礎がおりるようでありますので、今あればそれを具体的に承わりたいし、もしなければ次回でもけっこうですが、承りたいと思います。

○内務府委員 厚生省の方は標準収入でなくて生計費の方からとったこの間お話がございました。私の方は収入からとったのでございまして、学校給食調査報告書の昭和三十二年度版が文部省から出ております。このときにとったのが百五十二ページに詳細出ておりますので、これをもらいたいです。

たしていく、こういう計画を持っているわけです。この五カ年が済みましたときに、お話のようにさらに生徒数が増える

す。と申しますのは、厚生省のように
計数ワーカーがおって収入査定をして
おるような状況ではございません。た

たいと思います。

○堀委員 その部分については気がつきませんが、ちょっと見ておりません

漸減して参りますので、ここで教員数を減らさないように、この間からお話のありましたような養護教員の増加、

だ、大体厚生省がおやりになっている標準世帯の標準収入を押えられて、それの五割増し程度のとこで調査して

から、その問題は調べてあらためて質問させていただきましょう。

あるいは事務職員の増加、あるいは児童数を四十五にするとか、そういう第二次の計画を立てて参りたいと考えて

見た結果、大体四割という数字が出た、こういうことでございます。

て少しお伺いをいたしたいと思いま
す。本年度の予算の中に前年から著し
く増額しております項目が少しあるわ

○掘委員 校舎の方はそういうことで重要であります、あとの問題はいい

きょう間に合わなければこの次でも
けっこうですが、大体東京の四人世帯の
生活実態は、昭和三十一年三月で一萬

けであります。その著しく増額されております主要な理由をちょっと承わりたいと思います。

として、特に教員の点については、文部省が五十名でありまして、将来やはりさうに減らすという方向に待つて

九百十四円ということになっておるわけです。これの五割増しということになりますと一万六千円くらいになるわけ

まず、文部本省予算の中に諸謝金というのが六番にございます。昨年は一千四百八十三万七千円であつたのが、

今年度は二千六百二十五万円と、約一千二百万円ばかり年間に増加をしている。この諸謝金の増加の主要なる使途はどういうことになっておりますか。

○天城政府委員 三十四年度一般会計予算の三百五十六ページに、前年度に對しまして一千百四十一万三千円の増、この点だと思つてございます。

けれども、これはこの前予算の概算を御説明申し上げましたときに、明年度教育課程の改正に伴います現職教員の講習会を実施いたしますのに要します謝金の増分九百四十万ほど入っております。

す。それから体育関係で、同じように学校の体育指導者の講習会を明年度新規事業として実施いたしますが、これの講師謝金が約百三十万ほど、それがこの増額のおもなる内容でございます。

ますのは、これと同じような趣旨の通信教育の学習指導書でございます。これも民間ベースでどうしてもでき上らないものでありますから、これでやり

たいというので新しく入っておりま
す。それから旅費は、調査官が實際に
教科書の学校での実施状況を調査する
等の旅費でございます。

○堀委員 もう少し伺いたいのです
が、調査官というのとは一体どういう身
分になっておるのでしょうか。

○内藤政府委員 文部事務官でござい
ます。

○堀委員 文部事務官なら当然文部省の一般のあれで出るではないですか。

○天城政府委員 現在の本省の旅費の組み方でございますが、いわゆる人頭旅費という制度がございませんで、みんな事業費について旅費を見ているの

でございますから、それぞれの準用という形で旅費は計上いたす形になっております。

○堀委員 次に、日本育英会補助金と
いうのが相当増加をされておるわけで
あります。この育英事業をやっていた
だけことは大へんけっこうなのでござ
います。そういう補助金が出ておる
育英会のいろいろな事業の内容といい

ますか、ほんとうに適正な人たちに金が出ていくのかどうか、そういう育莖事業によって資金を受けた人たちは、その後どういう状況であるか、具体的に

にこれだけの補助金を出しておいでになるのならば、相当具体的ないろいろなことを文部省は御承知になっておるかどうか伺いたいと思います。

○諸方政府委員　育英会に対しまする貸付金と補助金と両方ございますが、貸付金は育英資金に対する貸付金で、

ざいます。補助金は育英会の事務運営に對するものであります。貸付金の來年度の増額分は、三十三年度に発足いたしましたいわゆる特別奨學制度、つまり、高等学校の生徒でありまして、經濟的に進學が著しく困難である中に、特に成績優秀、資質優秀な者に對しまして、特別な貸付金制度が作られておるわけであります。三十三年度に五千人のワクで発足いたしましたして、これを三十四年度にそのまま延ばすわけでありますが、これは學年進行の意味があります。さらに三十四年度におきましては、その三十三年度の五千人を六千人に延ばしまして、一千名ワクを拡大いたしましたわけであります。その合計の分がそこに出ております。それが貸付金の増額の理由であります。補助金につきましては、それだけ返還人数もふえますし、事務の運営がふえますので、それに対する補助金の増加が行われたものであります。この奨學制度の運営につきましては、日本育英会は特別法人でございますので、法律に基いて執行されておるわけでございますが、文部省といたしましては、その運営につきまして常に深く関与いたして

おります。運営につきまして研究すべき問題はいろいろございますが、適正に行われておるものと考えております。

○堀委員 大体これで具体的なこまかいことは終りましたが、最後に、この前も私一回触れたと思うのでありますけれども、大学の教授、助教授等の俸給が、私どもの常識から見ますといささか不十分である、こういうふうに考えておるわけでありませう。科学技術振興ということは、もちろん財政上の開

りました。

○白井委員長 それでは先ほどの理事会の決議に従いまして、文教の基本施策に関する長谷川君の質疑は後ほど行うことにいたしまして、これから盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。質疑の通告があります。これを許します。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 特殊教育の振興というようにつきましては非常に非常におくれておりますので、お互いに十分な努力をする必要があると思うのであります。今日盲児、ろう児等におきまします未就学の児童がどれくらいあるか。

○内閣府委員 実には盲学校、ろう学校につきまして義務制がしかれておるのでございすけれども、大抵ろう児の就学率が七割程度でございす。それから盲が四割程度でございす。今日まで大へん就学奨励をいたしましたけれども、義務教育とはいいたしながらも今のような状況でございすことは大へん遺憾に思ひます。

○長谷川(保)委員 義務教育は義務教育でありまして、これはあくまでも進めなければならぬ。その責任を文部省は法律上持っているわけでありす。これに対してなおこういう未就学の児童があるというその未就学の原因は一体どこにあるか、どこを直せば一体就学ができるのか、こういう点を十分御研究になっていると思ひますが、今のうちに盲児が四〇%しか就学しておらずに三〇%が未就学という

ことになりましようが、これを解消するには一体どこを直せばいいと文部省はお考えか。

○内閣府委員 一つは盲ろうの子供たちの親御さんたちの理解の問題だと思ひます。どうも教育に対する理解がまだ徹底してないようにも見受けられるのでございす。それからいま一つは何と申しましても経済的負担でございまして、特に盲学校やろう学校という学校に子供たちを入れますと、相当経済的な負担がかかるわけでございす。これにつきましては私どもとしてはできるだけ援助をいたしまして、教科書は全員に無償でやっております。寄宿舎の給食あるいは交通費等につきましても無償でやっております。なにかおかつ十分でない点もあるかと思ひます。さらに就学奨励を徹底して参りたいと思ひております。

○長谷川(保)委員 そういふようにたまたま文部省も努力をしておるにいかかわらず、なお盲の場合六〇%、ろうの場合に三〇%というような就学のできない者がおる。これは私に重大だと思ひます。これは私に重大な手を打たなければならぬと思ひます。その点につきましてどういふように将来やっていくとされるのかお伺ひいたします。

○内閣府委員 この点は特に現在ありますところの就学奨励をさらに強化して参りたいと思ひておりますが、今日までこれでも大へん父兄の理解や就学奨励の援助によって伸びて参つたわけでございます。実は数年前まではろうの場合で五〇%程度、盲の場合で三〇%程度という低率でありました

が、だんだんと関係者の理解を得まして増加いたしましたので、今後とも関係者の理解を深めるとともに、就学奨励を強化して参りたいと思ひております。

○長谷川(保)委員 大臣は義務教育の充実ということを実施の最大の重点としておられるわけであります。今のようなお話でわかりますように非常に就学しにくさがある。だからこの際相当重点的にこれをやる必要がある。経済的な負担のゆえに義務教育ができないというようなことは、これはあるべきことではないわけでありまして、こういう点でも今日の施策といひ、たまたまの局長の御答弁は私は納得できない。大臣はこの点についてどうでしょう。今日まで進めてきたとはいひながら、盲の場合に六〇%も就学しておらず、これは実に容易ならぬことだと思ひます。これは基本的人権にも関する問題、憲法の根本に関する問題だと私は思ひます。だからこれに対して特別な手を打つ必要がある。先日来の質疑応答を伺つておると、たとえば教育長の給料の問題とか、あるいは校長、教頭の管理職手当の問題とか、そういうことも必要だとおっしゃつておられます。私も決してそれが低くはないと思ひて参りますが、しかしこういうふうなことに参りますと、非常に大事なことが抜けているのじやないか。これも後ほど伺うつもりですが、どうも世間一般で今度の文教行政は選挙目当のようなにおいがするといふことをよく言われるのでありますけれども、どうも今のような事実を見ますと、やはり何とかなければならぬところに手が入っていないのではないかと

と思ひます。この点大臣の今後の御抱負を承わりたい。

○橋本國務大臣 実は今回就任いたしました、多少掘り下げて参ります前までは、盲学校、ろう学校の就学率はもつといふところまでいって、あと、肢体不自由児、精神薄弱児等の義務教育を受けさせるためにもう少し実態を調べて、何年度の間に今日の施設も活用しながらもう少し手を打つ方策を考えておつたのであります。実は私も盲ろうの就学率がこの程度までいっていないというのを知りまして、はなはだ遺憾に存じておる次第でございす。本来的に申しまして、肢体不自由児等に関しましては義務教育が十分受けられるように手配をいたすのが本筋でございすので、前々からやつて参りまして、制度もかなり整備いたしました。参りまして、盲学校、ろう学校についてはなおのことでございます。ただいま御指摘のございました実態、そしてそれがどうしてできないのか、どういふ手を入れれば就学率が上がるかといふことにつきましてもう少し事実をつかみまして、こうした特殊児童の就学率の上りますように今後格段の努力をいたして参りたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 今日義務教育諸学校におきます盲ろうがこういうことであるとするは、勉強したいが高等学校にいけないう人はなお多きと多くあると思ひます。いすれにいたしまして義務教育諸学校、高等学校にしろ、こういうふうなひどい不就学の者があつたらば、これはもちろん生活保護、教育扶助というふうな筋のものではなしに、もつと文部省がほんとうに責任を

持つて、これらの人々が完全に就学できるように経済的にこれを全部保障するといふところまでいかなければ問題は解決しないと思ひます。順次寄宿舎等がもう学校にはできていないといふことを承知はいたしておりますが、たとえば寄宿舎を完全に作つて、その費用は出せないという家庭に対して全部これを見ていくといふことにして、保護の制度その他を充実すれば、六〇%も未就学があるというようなことはなくなりやしないか。これは重点のうちでも最重要の仕事だと思ひます。先ほどお話の義務教育に重点を置くといふのは私は正しいと思ひます。今日の段階において大臣のお考えは全く正しいと思ひます。しかしこういうふうな事態があるのでありますから、これについてはやはり特別な立法あるいは行政措置をなさることをこの際強く要望をいたして参ります。

○白井委員長 小牧次生君。

○小牧委員 ただいま長谷川委員からいろいろ御質問がありました。特殊学校の就学の奨励といふことはきわめて重要な問題であるわけでありまして、現在とられておるいろいろな措置は、今の質問でもおわかりの通り、きわめてまだ不十分であつたわけでありす。文部省としてはこの法律の一部改正のためにこの法律案を提案された。その中で、高等部の生徒のために通学または帰省に要する交通費、これに對しても経費を支給することができるよう改めようとしておられる。これはもとより賛成であります。従来この法律並びに政令を見ますと、少しづつ改正を加えてきておられる。たとえば教科書用圖書の購入費とかあるいは

また学校給食費の問題等についても漸次改正の跡が見られるわけでありすが、今回今申し上げた交通費に関する問題についてこの法律においては高等部生徒のつき添い人のつき添いに要する経費というものが特に除外されておる。これははなはだ私は遺憾に思うのでありますが、元来こういう特殊児童というものは、目も見えないしあるいはまた耳も聞こえないしつんの生徒であるわけでありまして、交通には非常に不便を感じるために、つき添い人がついて介添えをするという建前になっておる。しかも私の考えでは、つき添い人は大体は保護者というものが多くいではないかと思うのでありますが、何がゆえに特に今回の法律の改正に当たって、今長谷川委員も言われましたように、就学率も非常に低いのに、このつき添い人の経費だけを除外されようとするのか。これは私ははなはだ不思議に思うし、また遺憾に思いますが、お尋ねいたします。

○内閣府委員 就学奨励の強化につきまして、私もできるだけ努力して参ったわけで、義務教育につきましては教科書、給食、寄宿舎費それから通学費、こういうものを出して、特に貧困家庭が多いものでございますので、六割程度は無償にしておるわけなのであります。高等部は中学校の上にあるわけでございますが、もちろん義務制ではございませんけれども、しかし盲ろう教育の特殊性にかんがみまして、何とかやはり高等部程度を卒業したいというので、高等部に義務教育に準ずるような扱いをして参ったわけでございます。お話がございましたように

教科書の無償を実現し、さらに給食の援助もいたし、今回は通学費を見るわけでございますが、ただ高等部になりまして、そろそろ社会に出るような状況でありますので、小、中学校の場合にはつき添い人の旅費まで見る必要があるかと思ひますけれども、高等部でありますから、そういう社会に出るといふ意味から、自分で帰れるようにするということで、高等部の場合にはつき添い人の旅費は補助の対象になかったわけでございます。

○小牧委員 高等部の生徒については、ただいまの御答弁では社会にも出るからということでございますが、これに關する法律の施行令を見ますと、交通費ともいふべき費用を出す回数には非常に少い。私はつきりわかりませんが、施行令を読んで参りますと、大体年間三回以内を基準にしてあるのではないかと考えております。もしそうであるとするならば、これはわずかに一人当り一年間に三回しか支出されない。しかも三回以内となっておるから、一回あるいは二回ということもあり得るだらうと思ひます。本人が帰らない場合もある。従つてただいまの高等部の生徒は大人になつて社会にも出ようとする連中であるから云々ということもあり得るけれども、きわめて少い回数について、同時につき添い人がつき添つて、そこに多少の経費が追加されるというだけにすぎない。将来あるいはそこまで拡充されようとするお考えがあるかもしませんが、せっかく今回このように就学奨励のためにこれを改正しようとするならば、これはおそらく年間の予算としてはわずかな経費にすぎないのではないか、こう考

えておりますが、この際このつき添い人の経費を除外するというをやめて、法律に規定されておる通り、すつきりと第三号までこれを含むというふうにされるのが本筋ではないかと考えますが、もう一度御意見を伺ひたい。

○内閣府委員 お尋ねのありましたように、大体一学期に一度くらい寄宿舎におる人は帰ると思ひます。通学しておる人はこれは毎日見るわけでございますけれども、一年に三回程度のものであれば、父兄の旅費まで見たらどうかという御意見でございますが、高等学校の生徒でございますので、もうそろそろ一本立ちして、むしろ自分で帰る工夫をすべきではなからうか。もちろん非常に重症の場合は別かも知れませんが、私どもとしては、社会に出て一人歩きをする段階でございますので、つき添いがいなくなる方がむしろ教育的ではなからうかと思ひます。○小牧委員 これ以上申し上げませんが、これはわずかな経費であらうと思ひます。ほかにいろいろ文部省は経費も出しておられる。従つてほんとうに学校を卒業して社会に出るまでは、あたたかい気持ちでもってめんどうを見るという建前から、先ほど申し上げる通り、つき添い人までの経費をつけるといふことに努力願ひたい。これを御要望申し上げます。

○日井委員長 以上をもちまして本案に対する質疑は終了しました。別に討論の通告がございませんで、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○日井委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案の通り可決することに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔総員起立〕

○日井委員長 起立総員。よつて、本案を原案の通り可決することに決しました。

なお、本議決に伴う委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○日井委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

この際、加藤精三君より発言を求められております。これを許します。加藤精三君。

○加藤精三君 社会党の同志の御了解を得まして、私委員会を代表いたしまして盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、希望意見を述べたいと思ひます。

同志の長谷川委員、小牧委員その他皆さんからお話がありましたように、こういうふうな境遇の児童生徒に對しましては国家の特別の思いやりがあることが憲法の趣旨にも合し、学校基本法の趣旨にも合するのでございまして、学校というものはこれを社会的に見ますれば、大きな社会政策を実施する場所でもあるという觀念に立つてわれわれは考えるのでございます。ことに盲ろうあの特長な児童は社会に出てから独立自活するのは容易でないのでございまして、そういう意味において、一般国民の高等学校教育が義務制

になつておりませんでも、こういう児童が職業を身につけて社会で自活することを国家が援助するということは、非常に有意義なことであり、とういことだと考えておるのであります。そういう意味におきまして、現在盲学校、ろうあ学校、特殊学校の児童生徒に對する施策が年々向上してはおりますが、それが徐々に改善されていくというのをもう少し速度を早めまして、ことにわれらの文部大臣は厚生行政の方の御見識も高い方でありまして、そうした点を大きく取り入れて下さいますと、義務教育を終つただけで社会の荒波と戦つていける、自活できる。しかしながらこういう児童はそれではできないので、職業を身につけて戦つていかなければならぬということでございますから、私個人の見解としては、むしろこの盲ろうあ的高等教育は職業教育を濃厚に織り込んだ義務制にしたいと思ひます。しかしそこまで一足飛びに委員会の決議として申し上げることは、なお十分考究を要するところでございまして、そういうふうな氣魄をもってわれわれは人道主義的な提案をしたいのでございまして、まずまず人道主義的な社会政策を実施する意図のもとに、これを一挙に明年度よりは相当な拡充をしていただきたいということを申し述べまして、私の意見といたすわけでござい

○橋本國務大臣 ただいま加藤委員から代表して仰せのございました点は、まことにごもっともな点でありまして、

十分心して参るつもりでございます。

○日井委員長 次に、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案、公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案、義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案、以上四法律案を一括議題とし、順次提出者より趣旨説明を聴取いたします。櫻井奎夫君。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「政令で定める限度において、」を削り、「」について、その一部を「の二分の一」に改め、同項後段を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 公立の小学校又は中学校における校舎の不足（第四号に規定する統合に基いて生じた校舎の不足を除く。）に基く不正常授業を解消するための校舎の新築又は増築（買取その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費

第三条第一項第三号中「中学校」を「小学校及び中学校」に改め、「二分の一」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「二分の一」を

削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「二分の一」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号中「三分の一」を削り、同号を同項第五号とする。

第三条第二項中「前項第一号及び第二号の不正常授業の範囲、同項第五号」を「前項第四号」に、「第六号」を「第五号」に改める。

第五号第一項中「第四号」を「第三号」に改め、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第三項中「第六号」を「第五号」に改める。第六号中「坪数に」を「坪数とし」に、「加えた坪数とする」を「行うものとする」に改める。

附則 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由 公立の義務教育諸学校の施設の整備をより一層促進するため、これらの学校の建物の建築に要する経費についての国の負担割合を引き上げるとともに、公立の小学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費についても国がその一部を負担することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約四十二億円の見込である。

公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案 公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案

臨時措置法の一部を改正する法律案

公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法（昭和二十八年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立高等学校等危険建物改築促進臨時措置法

第一条中「及び」を「並びに」に改め、「高等学校の危険建物」を「高等学校及び幼稚園の危険建物」に、「教育」を「教育及び公立の幼稚園の保育」に改める。

第二条第二項中「校舎」の下に「幼稚園の園舎を含む。以下同じ。」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法に規定する幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部をいう。

第三条第一項中「高等学校」の下に「又は幼稚園」を加え、「三分の一以内」を「二分の一以内」に改める。

第五条第一号中「生徒一人当り」を「生徒又は幼児一人当り」に、「当該学校の生徒の数」を「当該学校又は幼稚園の生徒又は幼児の数（寄宿舎にあつては、収容する生徒又は幼児の数）に改める。

第六条の見出し及び同条中「生徒一人当り」を「生徒又は幼児一人当り」に改め、同条中「規模の学校」の下に「又は幼稚園」を、「教育」の下に「又は保育」を加え、「坪数に」を「坪数とし」に、「当該学校の生徒の数」を「当該学校若しくは幼稚園の生徒の数」に改める。

生徒の数」を「当該学校の生徒の数」に改める。

幼稚園の生徒若しくは幼児の数（寄宿舎にあつては、収容する生徒又は幼児の数）に、「当該学校の所在地」を「当該学校若しくは幼稚園の所在地」に、「加えた坪数とする」を「行うものとする」に改める。

第八条第一項中「当該学校」の下に「又は幼稚園」を、「教室」の下に「又は保育室」を加え、「生徒一人当り」を「生徒又は幼児一人当り」に、「教育」を「教育又は幼児の保育」に改める。

附則 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由 公立の幼稚園についても危険建物の改築を促進するため、高等学校の場合と同じように国がその改築に要する経費の一部を補助することとするとともに、危険建物の改築に要する経費についての国の補助割合を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約十三億円の見込である。

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「政令で定める

ところにより、義務教育諸学校の種類に応じ」を「小学校にあつては四百二十円、中学校にあつては六百二十円、盲学校にあつては四千二百円、聾学校にあつては三千五百円に、政令で定めるところにより」に、「基礎として」を「乗じて」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
2 昭和三十四年までの国庫負担金については、なお、従前の例による。

理由

義務教育諸学校の教材費についての国の負担額の限度を引き上げるため、義務教育費国庫負担法の所要の改正を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約十五億円の見込である。

公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条ただし書中「政令で定めるところにより、就学させる児童及び生徒の心身の故障の区分に応じ、児童及び生徒の数を基礎として」を「身体不自由の児童及び生徒については

二千円、精神薄弱の児童及び生徒について千四百円、身体虚弱その他身体不自由及び精神薄弱以外の心身の故障がある児童及び生徒については千二百円に、政令で定めるところにより、就学させる児童及び生徒のこれらの心身の故障の区分ごとの数に乘じてに改める。

附則

- 1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
- 2 昭和三十四年度までの国庫負担金については、なお、従前の例による。

理由

公立養護学校の教材費についての国の負担額の限度を引き上げるため、公立養護学校整備特別措置法に所要の改正を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約百二十万円の見込である。

〇櫻井委員 たいいま議題となりました養護教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

さきの昭和三十三年五月第二十六国会におきまして、本院は一、義務教育が国と地方公共団体との共同責任にかかると重要な事項たる点と、地方財政の実情とに鑑み、公立義務教育諸学校の施設、設備につい

ても、政府はすみやかに義務教育費国庫負担法の精神に則り、これに必要な経費の二分の一を国が負担するために、必要な措置を講ずべきである。

二、公立義務教育諸学校における教育効果の向上と教育財政の有効化を期して、多くの市町村が学校統合を企画しつつある現在、政府は義務教育の重要性と地方財政の実情とに鑑み、すみやかに有効適正な措置を講ずべきである。

との附帯決議をいたしました。また参議院におきましても、次のごとく決議がなされております。

政府は義務教育の重要性と地方財政とに鑑み、速やかに次の措置を講ずべきである。

一、公立義務教育諸学校の施設の整備に必要な経費の二分の一を国の負担とするよう関係法を整理し、もって義務教育国庫負担法の趣旨を完全に実施すること。

二、公立義務教育諸学校における校地の購入に要する経費を国庫補助又は超償の対象とすること。

以上のごとく、義務教育諸学校の施設、設備に關して、その要する経費の二分の一を負担すること、その措置を講ずべきことが、両院において決議せられておるのであります。

加えて、第二十八国会におきましては、本委員会全会一致をもって、同趣旨の附帯要望がなされているのであります。

幸いにして、第二十八国会におきまして、すし詰め教室解消のために義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に關する法律が成立いたしましたし

た。これに伴いまして、文部省においても、五カ年計画によって、義務教育諸学校の施設の整備を行わんとしているところであり、また、建築構造割合の不合理、坪数率の不適正、さらに加えて、土地購入費等の問題によって、地方財政や父母負担の増大を来たすことは明らかであり、教育行政水準の低下をまぬがれません。かかる事情においては文部省五カ年計画もまた困難にするに推量いたします。

かかる観点に立つてもまた義務教育の本質に立脚しても、義務教育諸学校の施設、設備に要する経費に關しては、すべて国が二分の一の負担をすることが適当と考え、今回提案する運びに至った次第であります。

以下内容にわたって御説明申し上げます。

まず第三条第一項中「政令で定める限度において」を削り、「二についてその一部」を「二分の一」に改めました。これは、すでに申し上げた通り、この法律において、国の負担すべき施設に關しては、その負担率の異なるものをすべて二分の一負担とするための改正であります。

以下同趣旨に基づくとともに、小学校、中学校とも平等に取り扱われることが適当と考え、不正常授業については、これを統一し、新たに公立の小学校の屋内運動場の新築または増築に要する経費についても国がその二分の一を負担することとして整理したのであります。

以上がこの法案を提出いたしました理由及び内容の概略であります。次に公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案の

提案の理由を御説明申し上げます。幼稚園教育の重要性は今さら述べる必要もないのでございますが、人格形成期といわれる三才から六才までの教育が一番重要でございまして、この時期の幼児は社会性がなく、個々の問題しか考えないのであります。ここで社会性をつちかい、幼児の保健向上をはかり情操教育の芽ばえをつちかいますとともに科学的な教育、人間の触れ合いは家庭ではできにくいのでございまして、これらを助長するために小学校入学前の教育として重要な役割を果たすとともに大きな効果を上げていくことはすでに実証されているところであり、幼稚園教育の重要性が認識されるにつれて、幼稚園に入園する希望者も年々増加の道をたどっておりますが、公立幼稚園におきましては、施設が少いたため幼稚園入園希望者を全員収容することもできず、また入園してしましても現に設置されている幼稚園は希望する幼児を最大限まで収容しているため、文部省で定めた施設の暫定最低基準、幼児一人当り〇・九坪を確保していない幼稚園は総数の七三・八%に上り著しい例は、幼児一人当り〇・三六坪のところもあるでございまして、またさらに危険校舎は全保有坪数の九・九%もあり、三十四年度の国家予算における幼稚園の施設設備費を見てみるとわずか一千万円で、この内訳はすべて木造で一坪の単価二万七千二百円で補助率は三分の一であります。

このような些少の予算では地方公共団体の赤字等を見た場合、あまりに地方負担が多いため幼稚園施設を増加させるにできない実態でございまして、去る二十二国会において危険校舎改

築促進臨時措置法に幼稚園を適用させる決議が上っておりますので、この際この法律案を上程した次第でございまして、

補助率につきましては地方公共団体の負担を少くするため二分の一国庫補助といたしました。

なお高等学校につきましても国庫補助率を二分の一に引き上げた次第でございまして、

以上簡単にございまして提案理由を申し上げた次第でございまして、次に義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

現在、父母が負担しております教育費は、教材費を中心におよそ百億円に上つていまして、

さきに文部省が行いました昭和三十三年度会計年度の地方教育費調査の結果からしても、PTA会費などいわゆる父母の寄付金が前年度に比し約十五億円もふえ、全体で実に百四十億円に達しており、いかにその実情が過大なものであるかを物語っております。

これらの経費は、そのほとんどが公費でまかなわれるべき性格のものであるだけに、さきの第二十八国会において、これまで教材費については、国がその一部を負担することしか規定されていなかったものを「二分の一国庫負担」とする旨を打ち出し、本院において必要な立法措置を講じたのであります。最近における傾向は、父母負担が年々増大を示しており、一方、教材費の充実の状況が、文部省の学力調査報告書によっても児童生徒の学力に大きな影響を与えていることが見られるのであります。このことは教育水準の確

保に憂うべき問題と言わなければなりません。

こうした実態は、もちろん、市町村財政の貧困さから来る学校財政への圧縮によるものでありますが、一方国の予算における、教材費国庫負担金の積算内容にもその大きな要因があるといわねばなりません。

すなわち、一つは、教材費国庫負担金の算出基準となるべき児童生徒一人当り負担額の低いことであり、一つは、教材品目の設定基準の低さであります。

これらの問題を解決するためには、市町村財政の確立に必要な行財政措置を講ずると同時に、児童生徒一人当り負担額の引き上げと、教材品目設定基準の充実を行う必要があります。

昭和三十四年度予算編成に当り、政府並びに自由民主党においても父母負担の軽減について、これを公約中にうたっているところであり、以上のごとき現行制度の欠陥から教育水準の低下と父母負担の増大は免れぬところであり、かかる実状においてはその公約とするところもまた、困難なものがあると推量いたされるのであります。

かかる観点に立つて、まず児童生徒一人当り負担額の引上げを行うことが適当と考え、今回提案する運びになった次第であります。

以下内容にわたって御説明申し上げます。

義務教育費国庫負担法第三条を次のごとく一部改正をいたします。すなわち、第三条ただし書きを「政令で定めるところにより義務教育諸学校の種類に応じ」を「小学校にあつては四百二十

十円、中学校にあつては六百二十円、

育学校にあつては四千二百円、ろう学校にあつては三千五百円に政令で定めるところにより」と改め、また、「基礎として」を「乗じて」と改めるわけでありまして、このことは、児童生徒一人当りの単価を明確にし、政令で定めるところによつて学校ごとの教材費の負担額の限度を明確に規定したわけであり、このようにすることによつて、国と市町村が負担すべき教材費の義務づけを明確にし、国の予算編成並びに市町村財政の変動に影響されることを避けるためであります。この改正によりまして、所要財源は昭和三十四年度教材費国庫負担金に比して、昭和三十五年度より約二十五億円の増を必要とするのであります。

以上がこの法案を提出いたしました理由並びに内容の概略であります。最後にただいま議題となりました公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げますのであります。さきに御説明申し上げました義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案の提案理由と同様の趣旨に基づき、養護学校においても小学校、中学校、盲ろう学校と同様に教材費児童生徒一人当り負担の基礎となる単価を児童生徒の区分に応じ、明確に本法第六条ただし書きに規定をいたしたわけであり、

なお、本法施行に当って必要とする経費は、昭和三十五年度より約百二十万円であります。

以上四法案につきまして何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○白井委員長 以上四法案に対する質疑は追って行うことといたします。

午前中の会議はこの程度といたし、午後一時半より再開いたします。

休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後零時二十九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

〔参照〕

育学校、養学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五十六号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年二月二十七日印刷

昭和三十四年二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局